

登山計画審査事務取扱要領

(趣旨)

第1条 県立高等学校が教育活動の一環として実施する登山について、県立学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第2号）第9条第2項の規定に基づき承認申請があった場合の事務取扱に関しては、別に定めがあるもののほか、この要領に定めるところによる。

(登山計画審査会)

第2条 前条の承認申請に係る登山計画を承認するに当たっては、登山計画審査会（以下「審査会」という）の意見を聴くものとする。

(組織)

第3条 審査会の委員は、10人とし、次の表の左欄に掲げる選任分野から右欄に掲げる人数を選任するものとする。

栃木県山岳連盟（会長1 他2）	3
日光市山岳遭難防止対策協議会	1
那須山岳遭難防止対策協議会	1
高等学校体育連盟登山専門部（専門委員長1 他2）	3
栃木県警察本部地域課長	1
スポーツ振興課長	1

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任することができる。

(委員の報酬)

第5条 委員の報酬は一回の審査会につき5,000円とする。但し、高等学校体育連盟登山専門部、栃木県警察本部地域課長、スポーツ振興課長は除くものとする。

(委員長)

第6条 審査会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

2 委員長は審査会の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(意見の聴取)

第7条 委員長が必要と認めたときは、審査会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、スポーツ振興課において処理する。

附 則

この要領は平成12年4月1日から施行する。

この要領は平成16年4月1日に一部改正する。

この要領は平成28年10月1日に一部改正する。